



山梨労働局発表
平成27年3月31日

【照会先】
山梨労働局雇用均等室
室長 荒井直子
地方機会均等指導官 酒井康子
電話 055-225-2859

2015年子育てサポート企業として 医療法人山角会をくるみん認定（2回目）

1 認定について

(1) 厚生労働省では、平成19年度から、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組み、「一般事業主行動計画」を策定・実行し、①計画に定めた目標を達成、②男性の育児休業等取得者がいることなどの基準（[別添資料1](#)）を満たした企業に対して、次世代育成支援対策推進法の認定マーク「くるみん」を付与しています。認定を受けた企業は、「くるみん」マークを商品や広告、求人広告などにつけて子育てサポート企業であることをアピールできます。

(2) この度、厚生労働省山梨労働局（局長 三浦宏二）は、次世代育成支援対策推進法に基づき、医療法人山角会^{やまづみかい}を認定しました。医療法人山角会が認定を受けるのは2回目です（1回目は平成24年6月）。これにより県内企業の認定件数は16件（14社）になります（[別添資料2](#)）。



認定マーク 愛称「くるみん」

医療法人山角会の取組内容

- 1 行動計画の期間
平成24年4月1日～平成27年1月31日
- 2 行動計画の内容
目標1 平成27年1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。
目標2 平成27年1月までに、小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。
- 3 認定基準の主な達成状況
 - ☆ 子の看護休暇を男性が取得
 - ☆ 女性の育児休業取得率90%
 - ☆ 小学校入学前までの子を持つ職員を対象とする短時間勤務制度を導入（※育児・介護休業法では努力義務）

全国の認定企業数は、平成26年12月末現在で2,031社となり、「子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）」で定められた、平成26年度末までに2,000社を達成するという目標を超えました。

県内の認定企業では、ホームページでの紹介、名刺等に活用されています。企業イメージの向上、従業員のモラルアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながる事が期待されます。また、学生の企業選びの基準としても活用されています。

2 県内企業の一般事業主行動計画策定・届出等の状況について

一般事業主行動計画を策定・届出している県内企業は、平成27年2月末現在で533社です。

内訳をみると、義務企業（労働者数101人以上の企業）からの届出は、258社（届出率98.5%）、努力義務企業（労働者数100人以下の企業）からの届出は、275社となっています（[別添資料3](#)）。

3 次世代育成支援対策推進法改正について

(1) 次世代育成支援対策推進法が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです（[別添資料4](#)）。

① 法律の有効期限を**平成37年3月31日まで10年間延長**

引き続き、同法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。

② **新たな認定制度の創設**（平成27年4月1日施行）

くるみ認定を受けた企業が、さらに高い水準の取組を行い、一定の基準を満たした場合に「**プラチナくるみ**」を付与する新たな認定制度が創設されました。

(2) 平成27年4月1日から、**新くるみマーク、プラチナくるみマーク誕生!**

平成27年4月1日以降に認定申請され、認定した場合には「新くるみ」を付与します。

<旧 くるみ> ※旧マークも引き続き使えます。



山梨労働局では、より多くの企業が認定を目指して取り組んでいただけるよう、今後とも一般事業主行動計画の策定・届出・計画の実行を働きかけるとともに、広く周知を行っていきます。

認定要件や計画の策定・実施についてのお問い合わせにも対応しております。

★山梨労働局のホームページ

URL <http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

★厚生労働省のホームページ

URL http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html